

中心市街地活性化評価・調査委員会開催要綱

(開催)

1. 内閣官房（内閣府）において、中心市街地活性化評価・調査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(任務)

2. 委員会は、中心市街地の活性化に関する法律の施行状況を検証し、今後の制度運用の改善等を図るため、次に掲げる事項について評価・調査を行う。
 - (1) 中心市街地活性化施策の調査・検証（アンケート調査、全国リレーシンポジウム総括等）
 - (2) 地域の取組の評価（モデル事業分析、他施策連携等）
 - (3) 施策の在り方に関する評価（基本方針の見直し等）
 - (4) その他、中心市街地の活性化に関する法律の施行に関し、必要な助言を行うこと。

(構成)

3. (1) 委員会は、学識経験者等の委員をもって構成する。
 - (2) 座長は、構成員が互選する。

(招集)

4. 委員会は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 会議は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
ただし、座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 委員会の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。